

秋田県高齢者生きがい活動支援団体表彰の推薦基準

- 1 本表彰制度は、着実な経営実績又は活動実績のもと、高齢者が活躍する場の創出に尽力した県内企業や団体を表彰しようとするものである。
- 2 被表彰者の要件は次の基準を満たすものとする。
 - (1) 県内に事業所を有する企業（本社所在地が県外となっている中小企業者を含む。）、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体であること。
 - (2) 3年以上の経営実績または活動実績を有すること。
 - (3) 企業である場合は、高齢者の労務管理等の改善に十分に努めており、自らの責任による労働災害やボランティア活動中の事故等を起こしていないこと。
 - (4) 企業である場合は、高年齢者雇用確保措置に関する法令を遵守するとともに、過去3年間又は高年齢者雇用確保措置を講じてからのいずれか短い期間の中で、事業主都合により、従業員を解雇したことがないこと。
 - (5) 法人格のない団体については、代表者が明確になっているとともに、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法を定めた規約その他の規定が定められていること。
- 3 以上を踏まえ、該当者に係る審査は、先駆性、継続性、社会性の3項目とし、配点は先駆性に5点、継続性に5点、社会性に5点とする。
- 4 「先駆性」の判断は次の基準とする。
 - (1) 高齢者の活躍を促進するための先駆的な取組がされている。
 - (2) 高齢者が活躍する場の創出のため、活動の内容や方法等に工夫が凝らされ、独創性がある。
- 5 「継続性」の判断は次の基準とする。
 - (1) 高齢者の活躍が複数年に渡って継続されている。
 - (2) 今後も継続が期待されている。
- 6 「社会性」の判断は次の基準とする。
 - (1) 高齢者の活躍は、地域社会において、顕著な結果や効果がみられ、地域で果たす役割も大きい。
 - (2) 高齢者の生きがいづくりに寄与している。

以上